

四日市市監査委員告示 第2号

四日市市監査事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

四日市市監査委員	加藤	光
同	樋口	孝
同	竹野	兼主
同	小林	博次

四日市市監査事務局規程の一部を改正する規程

四日市市監査事務局規程（昭和39年四日市市監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（職員） 第2条 事務局に事務局長、次長、書記、その他の職員を置く 2～4 （略） <u>5 第1項に定めるもののほか、会計専門監を置くことができる。</u> <u>6 会計専門監は、上司の命を受けて監査事務その他特定の事務を処理する。</u>	（職員） 第2条 事務局に事務局長、次長、書記、その他の職員を置く 2～4 （略）

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（監査事務局）